

山口市監査委員 瀧川 勉
同 石高雅美
同 宮崎高行

令和3年度定期監査の結果について
地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告します。

1 監査の対象及び実施期間

実施期間	監査の対象
令和3年 4月 6日から 令和3年 4月30日まで	総合政策部 広報広聴課、スマートシティ推進室 市議会事務局
令和3年 5月 6日から 令和3年 5月31日まで	環境部 環境施設課 阿知須総合支所 地域振興課、総合サービス課、農林土木課
令和3年 6月 1日から 令和3年 7月 9日まで	上下水道局 上下水道総務課、業務課、水道整備課、水道施設課、下水道整備課、下水道施設課、南部上下水道事務所、阿東簡易水道事務所
令和3年 8月 2日から 令和3年 8月31日まで	宮野財産区
令和3年 9月 1日から 令和3年 9月30日まで	交流創造部 スポーツ交流課、文化交流課

実施期間	監査の対象
令和3年10月 1日から 令和3年10月29日まで	<p>こども未来部 こども未来課、子育て保健課 幼稚園：吉敷、鑄銭司、名田島 阿東総合支所 地域振興課、農林課、阿東地域交流センター、阿東地域交流センター分館</p>
令和3年11月 1日から 令和3年11月30日まで	<p>総務部 デジタル推進課、職員課、収納課 経済産業部 ふるさと産業振興課 産業立地推進課</p>
令和3年12月 1日から 令和3年12月28日まで	<p>地域生活部 協働推進課、定住促進課 地域交流センター：大殿、白石、湯田、平川、大歳、陶、名田島 健康福祉部 障がい福祉課</p>
令和4年1月 4日から 令和4年1月31日まで	<p>教育委員会事務局 学校教育課、社会教育課 小学校：鑄銭司、二島、嘉川、秋穂、柚野木 中学校：大内、大殿、阿東 小学校給食センター：小郡 学校給食共同調理場：二島 大海総合センター</p>
令和4年 2月 1日から 令和4年 2月28日まで	<p>都市整備部 都市整備課、道路河川管理課、道路河川建設課</p>

2 監査の対象期間

令和2年度

3 監査の方法

令和3年度定期監査実施計画に基づき提出された監査資料について、財務に関する事務の執行が法令等に則り適正かつ効率的に行われているかに主眼をおき、関係書類等を調査照合するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取し実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

しかしながら、会計事務及び契約事務において、依然として決裁日の記載漏れや訂正方法の誤り等軽易な誤りが多数見受けられるとともに、条例等の誤認識や適用誤りによる不適正な事務も発生している。このことは条例等の正しい理解と適正な事務処理についての認識不足に起因するものと思われることから、職場内外における職員研修に努められ、条例等についての正しい理解と運用がなされるよう周知徹底を図られたい。ついては、以下の件に関しては、早急に改善されるよう強く要望する。

- ・ 公文書の作成日付にかかる時系列の不整合
- ・ 支払手続及び現金の調定・管理における条例等と異なる取扱い
- ・ 契約事務における添付書類の漏れ、契約書の条項や契約監理マニュアルと異なる事務取扱い
- ・ 決裁文書の決裁日・施行日の記載漏れ
- ・ 見積書及び請求書の日付や各種帳票等への消せるボールペンの使用や、修正液や砂消しゴムなどによる不適切な修正

また、地方自治法で定める内部統制制度については、全国的に制度が未成熟な状況であり本市においても導入が進んでいないことから、財務規則など業務執行上のルールを含め、既存の適正な事務の執行を確保するための多元的なチェックの仕組みについて、より成熟したものとなるよう充実強化を図られるとともに、その内部統制の仕組みが組織の細部にまで周知徹底されるよう体制を整えられたい。